

(仮称)新宿区公共の場所における 客引き行為等の防止に関する条例

(仮称)新宿区空き家等の適正管理に 関する条例

パブリック・コメントを実施しました

区では、「誰もが安全・安心に暮らすことのできるまち」「訪れる方も心から愛着を持てるまち」の実現を目指して、2つの条例の制定に向けて取り組んでいます。条例の内容についてパブリック・コメント(意見公募)を実施しました。お寄せいただいたご意見を参考に作成した条例案を、平成25年第2回区議会定例会に提案します。

お寄せいただいたご意見と区の考え方は、危機管理課・広聴担当課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。

【問合せ】危機管理課危機管理係(本庁舎4階)☎(5273)4592・☎(3209)4069へ。

(仮称)新宿区公共の場所における 客引き行為等の防止に関する条例

特定地区の指定と指導

公共の場所での居酒屋・カラオケ店・風俗営業店等の客引きや勧誘行為をなくし、安全で安心な地域社会を実現するため、条例の制定に向けて取り組んでいます。

条例に定める主な内容

区長の責務

区長は、公共の場所での客引き行為等の防止に関する意識を啓発し、必要な施策を推進します。

区民・事業者の責務

区民・事業者は、区が実施する公共の場所での客引き行為等の防止に関する施策に協力するよう努めます。

禁止する行為

●公共の場所で客引き行為等をする事

●金銭その他の財産上の利益を供与するなどして、他人に公共の場所で客引き行為をさせること

(仮称)新宿区空き家等の適正管理に関する条例

空き家等の適正管理を推進し、安心して生活できる地域社会を実現するため、条例の制定に向けて取り組んでいます。

条例に定める主な内容

区長の責務

区長は、警察・消防等の関係行政機関や地域団体等と連携し、空き家等の適正な管理を推進します。

所有者等の責務

空き家や土地・建物が管理不全な状態にならないように、常に適正な維持管理をしなければならぬものとします。

区が取り組むこと

●調査：必要に応じて空き家等の状態や所有者等を調査します。

●区長または区長があらかじめ指定する者は、特定地区において条例に違反する行為をしている者に対し、当該行為を中止するよう指導できます。

客引き行為等とは

▼①酒類を提供する飲食店(居酒屋・ホストクラブ・キャバクラ等)、カラオケ店、性風俗店(ファッション・マッサージ・ストリップ劇場等)のサービスについて客引きすること

▼②性風俗店や接待をして酒類を提供する飲食店(ホストクラブ・キャバクラ等)で働くよう勧誘したり、アダルトビデオ等に出演するよう勧誘すること、▼③前記①②の客引きや勧誘をする目的で、当該行為の相手方となる者を待つこと

お寄せいただいたご意見の一部を紹介いたします(意見総数68件)

●ご意見：「区長は、あらかじめ指定する者に指導を行わせることができる」とあるが、どのような手続きなのか。

【区の考え方】区が講習会等を実施し、受講した方を対象に、「指導員」として指導員証や腕章をお渡しする予定です。地元商店会等の自主パトロール員を「指導員」として指定することを想定しています。

●ご意見：客引きが多く通行の妨げになっていて、店舗やビルにも入りにくい。また、それが来街者の減少を招き、営業を妨害している。

【区の考え方】この条例では、客引き・勧誘行為を目的に相手方を待つ行為(道路でのうろつき・たむろ・立ち止まり)を禁止します。同様の状況があれば、警察や指導員と連携して指導していきます。

●ご意見：駅前等で積極的にキャンペーン等を実施し、区として条例の全面的な周知徹底をしてほしい。

【区の考え方】リーフレット作成・チラシの新聞折り込み・街頭ビジョン放映等で周知します。駅前でのキャンペーン等、継続的に周知できる方法も検討します。

お寄せいただいたご意見の一部を紹介いたします(意見総数20件)

●ご意見：罰則がなければ、条例を制定する意味がないのではないか。

【区の考え方】公表や代執行により実効性を確保していることから、この条例には過料等の罰則は定めません。

●ご意見：空き家ではないが、「老朽化した管理不全な建物」はどうなるのか。

【区の考え方】周囲に危害を及ぼす恐れがある危険な状態の建物は、これまでどおり建築基準法に基づく安全化指導を行い、管理不全な状態の解消を図っていきます。

●ご意見：空き家等の情報を区に連絡した場合、連絡者の個人情報を守ることが必要である。

【区の考え方】個人情報保護条例等の関連法令に基づき、個人情報を適正に管理し、最小限の関係者以外に知られることがないようにします。

7月～9月クラスの参加者を募集 元気な高齢者向け 介護予防教室

18・20は1時30分～3時

【対象】区内在住の65歳以上で介護保険の「要支援」「要介護」認定を受けていない方。健康状態により参加をお断りすることがあります。

【費用】1回100円

【申込み】はがき(往復はがきは不要)に記載例(4面参照)のほか生年月日・希望する教室の受付番号(第2希望まで希望順に記入)を記入し、6月7日(金)(消印有効)

までに高齢者福祉課高齢者事業係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階)☎(5273)4568へ。はがきは1人1枚。応募者多数の場合は抽選し、結果は6月14日(金)ころお知らせします。

★パワーアップ高齢者(区健康診査等の結果、介護予防の取り組みが必要と判定された方)が対象の介護予防教室(対象の方には個別にご案内)を含め、同じ時期に複数の教室には参加できません。

【日程・会場・内容等】下表のとおり。各全12回程度(祝日を除く。受付番号3は全8回)。時間の午前は10時～11時30分、午後は2時～3時30分(受付番号17・

| 教室名 | 受付番号 | 会場 | 曜日・時間 | 定員 | 教室名 | 受付番号 | 会場 | 曜日・時間 | 定員 |
|---|------|---------------------------------|-----------|-----|--|--|-------------------------|-----------|-----|
| 脳はつらつ教室 認知症の予防 (認知症と診断されている方を除く) | 1 | 早稲田南町地域交流館(早稲田南町50) | 火曜日 午後 | 13名 | シニア バランス トレーニング教室 バランスを保つ力を向上させ筋力の低下を予防 (座位中心) | 11 | 薬王寺ことぶき館(市谷薬王寺町51) | 木曜日 午前 | 18名 |
| | 2 | 西新宿シニア活動館(西新宿4-8-35) | 水曜日 午後 | 13名 | | 12 | 高田馬場第二ことぶき館(高田馬場1-4-17) | 金曜日 午前 | 18名 |
| 骨盤底筋向上教室 尿漏れ予防(女性対象) | 3 | 介護老人保健施設マイウェイ四谷(大京町1) | 木曜日 午後 | 10名 | | 13 | 高田馬場シニア活動館(高田馬場3-39-29) | 火曜日 午前 | 18名 |
| | 4 | 中落合高齢者在宅サービスセンター(中落合1-7-1) | 火曜日 午前 | 12名 | | 14 | 北新宿地域交流館(北新宿2-3-7) | 月曜日 午前 | 18名 |
| シニア スポーツチャレンジ 教室 足腰の筋力を向上させ転倒を予防 (立位中心) | 5 | 東京都健康プラザハイジア(歌舞伎町2-44-1) | 火曜日 午前 | 10名 | 15 | 細工町高齢者在宅サービスセンター(細工町1-3) | 月曜日 午前 | 10名 | |
| | 6 | 戸山シニア活動館(戸山2-27-2) | 金曜日 午後 | 18名 | 16 | ※トレーニングマシンを使用 | 木曜日 午前 | 10名 | |
| | 7 | 東五軒町地域交流館(東五軒町5-24) | 火曜日 午前 | 18名 | 17 | 東京都健康プラザハイジア(歌舞伎町2-44-1) | 月曜日 午後 | 10名 | |
| | 8 | 高田馬場第二ことぶき館(高田馬場1-4-17) | 木曜日 午前 | 18名 | 18 | ※トレーニングマシンを使用 | 木曜日 午後 | 10名 | |
| | 9 | 落合三世代交流サロン(西落合1-31-24、西落合児童館2階) | 水曜日 午後 | 18名 | 19 | 介護老人保健施設デンマークイン新宿(原町2-43) | 金曜日 午前 | 10名 | |
| | 10 | 北新宿地域交流館(北新宿2-3-7) | 水曜日 午前 | 18名 | 20 | ※プールでの水中運動。区または被用者保険の健康診査(24年度)の受診結果の提出が必要 | 金曜日 午後 | 10名 | |